

(様式5)

最終更新日：令和5年10月24日

一般社団法人日本デフ水泳協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.deafswim.or.jp/articles-of-incorporation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	審査基準 (1) 2021年から2030年の10か年の中長期計画を策定している。 審査基準 (2) 中長期計画をホームページに公表している。 審査基準 (3) 計画策定に当たり、デフ水泳に関する意見をアンケートにて役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	証憑書類番号-1 中長期計画 証憑書類番号-2 臨時理事会議事録 URL : http://www.deafswim.or.jp/wp-content/uploads/2021/09/20210928-%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E8%A8%88%E7%94%BB2021-2030.pdf 証憑書類番号-3 アンケート
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	審査基準 (1) 中長期計画に基づき、理事会にて審議し、来年度中に計画を策定予定。 審査基準 (2) 該当なし 審査基準 (3) 該当なし	URL：未記載

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	審査基準 (1) 中長期計画の中に「V.財政の見通し」があり、それに基づいて策定している。 審査基準 (2) 中長期計画の中に「V.財政の見通し」があり、それに基づいて計画を公表している。 審査基準 (3) 計画策定に当たり、2021年中にデフ水泳に関する意見をアンケートにて役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	証憑書類番号-1 中長期計画のうち「V.財政の見通し」 URL : http://www.deafswim.or.jp/wp-content/uploads/2021/09/20210928-%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E8%A8%88%E7%94%BB2021-2030.pdf
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	審査基準 (1) 外部理事については、法人設立前から1名おり、法人設立からさらに1名加えて2名いる。5名のうち2名となっていることから40%を超えている。 審査基準 (2) 女性理事割合は40%を超えている。	証憑書類番号-3 役員名簿・組織図 証憑書類番号-6 役員等選出内規
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	審査基準 (1) 当協会は、評議員会を設置していないことから、本審査項目は、適用されない。 審査基準 (2) 同上	該当なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	審査基準 (1) アスリート委員会が設置され、2021年中から年1回以上、定期的に開催している。 審査基準 (2) アスリート委員会の構成について、性別や競技歴等のバランスに考慮して委員を構成している。 現役選手として現在は男子選手1名いるが、今年中に女子選手1名選出する予定でいる。 審査基準 (3) アスリート委員長を当協会の理事に配置することにより、アスリート委員会の意見を反映させるようにしている。	証憑書類番号-4 アスリート委員会規程 証憑書類番号-5 アスリート委員会の委員名簿
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	審査基準 (1) 定款に定める理事の定数は3名以上5名以内で、現在は5名の理事で理事会が構成されており、現在の理事会の規模は適正で実効性を確保していると考えている。	証憑書類番号-3 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	審査基準 (1) 理事の年齢制限の上限は70歳未満と設けている。	証憑書類番号-6 役員等選出内規

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	審査基準 (1) 理事が原則として連続10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限は5回と設けている。	証憑書類番号-6 役員等選出内規
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア）又はイ）のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することができる。 ア）当該理事がIF（国際競技連盟、デフの場合はICSD）の役職者である場合。 イ）当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合。	証憑書類番号-6 役員等選出内規
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	審査基準 (1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定において役員候補者選考委員会規程に則って進める。	証憑書類番号-34 役員候補者選考委員会規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること		証憑書類番号-7 コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	審査基準 (1) 定款をはじめ、組織運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	証憑書類番号-7～17 コンプライアンス規程・定款・専門委員会規程・職務分掌規程・強化委員会規程・アンチドーピング委員会規程・会員及び登録費に関する規程・財務規程・旅費規程・謝金規程・個人情報保護方針
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	審査基準 (1) 法人の業務に関する規程を整備している。	証憑書類番号-7～17 コンプライアンス規程・定款・専門委員会規程・職務分掌規程・強化委員会規程・アンチドーピング委員会規程・会員及び登録費に関する規程・財務規程・旅費規程・謝金規程・個人情報保護方針
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	審査基準 (1) 謝金や旅費に関する規程を整備している。 役員の報酬はないが謝金や旅費については規程に基づいて支払っている	証憑書類番号-15 旅費規程、旅費規程（別紙） 証憑書類番号-16 謝金規程、謝金規程（別紙）
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	審査基準 (1) 財務に関する規程を整備している。	証憑書類番号-14 財務規程
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	審査基準 (1) 当協会は非営利団体であり、大きな財産は保有していないが、助成金によるものが多くJPC事務手続きに従っている。なお、今後必要に応じて整備をしていく。	証憑書類番号-14 財務規程 証憑書類番号-18 JPC事務手続き
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	審査基準 (1) 代表選手の選考に関する規程を整備している。 審査基準 (2) 選手選考規程の第7条、不服申立の手續が定めている。 審査基準 (3) 選考委員会にて決めたことを理事会にて承認をもらうように公平かつ合理的な過程で実施している。	証憑書類番号-19 選手選考規程 証憑書類番号-20 強化指定選手規程 証憑書類番号-21 育成選手規程 証憑書類番号-26 日本代表派遣基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審査基準 (1) 現状は当協会で審判員を有していない。	なし
19	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	審査基準 (1) 弁護士、公認会計士からのサポートを日常的に得られる体制を確認している。 審査基準 (2) 役員において障がい者スポーツ関係、スイミングクラブ、障がい者水泳に関する専門的な知識を有する者を配置している。	証憑書類番号-3 役員名簿・組織図
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	審査基準 (1) コンプライアンス委員会が2021年度から設置しており、年に1回以上開催する予定している。 審査基準 (2) コンプライアンス委員会規程において、コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割と権限事項を明確に定めている。 審査基準 (3) コンプライアンス委員会には2名の女性委員を配置している。	証憑書類番号-22 コンプライアンス委員会 証憑書類番号-23 コンプライアンス委員会 名簿 証憑書類番号-33 コンプライアンス委員会 会議議事録
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	審査基準 (1) コンプライアンス委員会にアドバイザーとして弁護士、公認会計士を配置している。	証憑書類番号-23 コンプライアンス委員会 名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準 (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を2020年度から年に1回以上実施している。	証憑書類番号-28 コンプライアンス研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準 (1) 選手には選手等行動規範にもとづいて行動するように指導している。選手及びスタッフ向けのコンプライアンス教育においてスタッフ向けのコンプライアンス研修は合宿にて実施済み。	証憑書類番号-28 コンプライアンス研修資料 証憑書類番号-29 選手等行動規範

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(審査基準1) 現状は当協会で審判員を有していない。	なし
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	審査基準 (1) 組織運営において必要となる専門家のサポートについては、コンプライアンス・相談窓口関係で弁護士、税務会計については公認会計士がアドバイザーとして定例的にサポートを受けている 審査基準 (2) 弁護士、公認会計士からのサポートを日常的に得られる体制を確保している。	証憑書類番号-3 役員名簿・組織図
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	審査基準 (1) 財務規程を整備することなどにより、法人の会計基準に基づき、業務を進めている。 審査基準 (2) 適用を受ける一般社団・財団法人法に基づき、当協会の目的を理解しその達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしている者で会計に詳しいものを監事として配置している。 審査基準 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	証憑書類番号-14 財務規程 証憑書類番号-24 監査報告書
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	審査基準 (1) 国庫等による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	証憑書類番号-18 JPC事務手引き

9

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	審査基準 (1) コンプライアンス規程の第8条により、「役職員等及び登録者等は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。」と定めている。手続に関しては利益相反ポリシーを定め、同6.において、原則として利益相反取引を禁止する一方で、例外的に理事会において当該取引につき重要な事実を開示し定款第40条の規程に従って理事会の承認を得た場合に限り認めることとした。 審査基準 (2) 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	証憑書類番号-7 コンプライアンス規程 証憑書類番号-34 利益相反ポリシー
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	審査基準 (1) コンプライアンス規程の第9条により、「役職員等及び登録者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。」と定めている。	証憑書類番号-7 コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(審査基準1) 通報窓口について、当協会のホームページに「暴力行為・不正行為等 相談窓口」に設けていることを恒常的に関係者等に周知している。 審査基準 (2) 通報相談窓口規程の第5条により、「通報相談窓口担当者の守秘義務」を課している。 審査基準 (3) 通報相談窓口規程の第5条により、「通報相談窓口担当者の守秘義務」を課して情報管理を徹底している。 審査基準 (4) 通報相談窓口規程の第6条により、「不利益取扱の禁止」を課している。 審査基準 (5) 役職員向けのコンプライアンス教育などの研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	証憑書類番号-35 通報相談窓口規程 協会HP http://www.deafswim.or.jp/
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	審査基準 (1) 相談窓口に通報があった場合には、直ちに当協会コンプライアンス委員会に連絡が入る体制をとっており、弁護士等に相談できる体制を敷いている。	証憑書類番号-22 コンプライアンス委員会 証憑書類番号-23 コンプライアンス委員会 名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	審査基準 (1) 当協会には処分規程を整備しており、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。 審査基準 (2) 当協会のホームページに処分規程を掲載することにより、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 審査基準 (3) 処分審査を行うに当たって、コンプライアンス委員会が中立、かつ公平に審査し、理事会に答申することを規程等に定めている（処分規定5条など）。 審査基準 (4) 処分の決定は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	証憑書類番号-30 処分規程 URL : http://www.deafswim.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/%E5%87%A6%E5%88%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-%E6%94%B9%E8%A8%82210328.pdf
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	審査基準 (1) 処分審査において処分規程7条および9条により、コンプライアンス委員会が審査し、最終的には理事会が審議をして処分を決定する。	証憑書類番号-30 処分規程

13

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	審査基準 (1) 危機管理委員会規程を設備しており、危機管理体制を構築している。 審査基準 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 審査基準 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れについては含んでおり、処分規程にて規程している。 審査基準 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでおり、危機管理委員会としてコンプライアンス委員会と連携して対応は可能。	証憑書類番号-31 危機管理委員会規程 証憑書類番号-32 危機管理マニュアル
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	審査基準 (1) 過去4年以内に不祥事事案は発生していない。	該当なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	審査基準（1） 過去4年以内に外部調査委員会を設置した事例はない	該当なし
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	審査基準（1） 当協会には地方組織はないので該当なし。 審査基準（2） 当協会には地方組織はないので該当なし。 審査基準（3） 当協会には地方組織はないので該当なし。	該当なし
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	審査基準（1） 当協会には地方組織はないので該当なし。	該当なし